

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例（平成21年香川県条例第7号）

- 1 香川県立保育専門学院を平成23年4月1日に廃止することを踏まえ、県内の保育士養成施設に在学する保育学生のうち、学業成績が優秀であって経済的理由により修学が困難なものに対し、その修学を援助するための特別な措置として修学資金を貸し付けることにより、他の修学援助制度と相まって、その修学を奨励するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成22年4月1日から施行することとした。

◇香川県産業集積区域における県税の特別措置条例（平成21年香川県条例第8号）

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき策定した「香川ものづくり産業振興計画」で目指す、地域の特性と強みを生かした企業立地の促進による新たな雇用の創出と地域経済の活性化を推進するために、承認企業立地計画に係る対象施設を設置した事業者に課する不動産取得税の特別措置について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第9号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成21年4月16日、一部の規定は同年5月1日、一部の規定は同年6月1日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第10号）

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）が施行され、不動産取得税において、新築の認定長期優良住宅の取得に対する課税標準の特例が適用されることに伴い、その申告の手続を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第11号）

- 1 収用委員会に事務部局を設置するとともに、行財政改革による職員数の削減をより着実に進めるため、職員の定数について改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第12号）

- 1 人事委員会の平成20年10月8日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえるとともに、国家公務員との均衡等を考慮し、諸手当の改定等を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第13号）

- 1 収用委員会に事務部局を設置すること、技能職員の給料月額の引下げに伴う経過措置を設けること及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行日が変更されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第14号）

- 1 平成21年1月21日に出された香川県特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、知事及び副知事の受ける退職手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第15号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日、一部の規定は平成21年6月1日から施行することとした。

◇香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第16号）

- 1 県内の河川や海域の環境基準の達成状況は、全国平均と比べて低い状況にあり、その水質保全を図るために、県全体の汚濁負荷量の約半分を占める生活排水や汚濁負荷量の約3分の1を占める小規模特定事業場及び未規制事業場からの排水について汚濁負荷量の削減対策を進めることが必要である。
また、本県にとって貴重な水資源である地下水については、過剰な取水が行われた場合、枯渇や塩水化が発生するおそれがあることから、地下水及び地盤環境を把握し、地下水の保全及び適正な利用を図ることが必要である。
これらの問題に対応し、公共用水域の水質の保全並びに地下水の保全及び適正な利用を図るため、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は平成21年10月1日、一部の規定は平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第17号）

- 1 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の一部改正により、水道により供給される水の水質基準項目が廃止されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第18号）

- 1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）が施行され、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）に規定する農業改良資金、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に規定する林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に規定する経営等改善資金の貸付対象者として認定中小企業者等が追加されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第19号）

- 1 経済環境が厳しさを増す中、新たな企業の誘致と地域企業の更なる飛躍を一層進め、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を図るとともに、にぎわいを創出するために、県民生活の安定向上に寄与することを目的とするこの条例による助成措置を、平成25年3月31日まで延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第20号）

- 1 経済環境が厳しさを増す中、緊急の経済雇用対策として、県内に工場等を設置した者に課する県税の特別措置を講ずることにより、工場等の立地を促進し、新たな雇用の創出と産業の活性化を図るために、地域経済の持続的な発展に資することを目的とするこの条例による県税の特別措置を平成25年3月31日まで延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第21号）

- 1 人事委員会の平成20年10月8日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえるとともに、国家公務員との均衡等を考慮し、諸手当の改定等を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第22号）

- 1 学校給食法（昭和29年法律第160号）の一部改正に伴い同法から引用している条項を改めるとともに、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い学校栄養職員の定義を整備することとした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第23号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第24号）

- 1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民の安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第25号）

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により認知機能検査及び認知機能検査の結果に基づく高齢者講習が導入されたこと、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により自動車運転代行業の認定の申請に係る手数料の金額が改定されたこと等に伴い、これらに関する手数料を徴収するため所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は平成21年4月1日、一部の規定は同年6月1日から施行することとした。

◇香川県警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第26号）

- 1 香川県さぬき警察署の管轄区域である高松市庵治町及び高松市牟礼町を香川県高松北警察署の管轄区域に移管するのに伴い、香川県高松北警察署の管内人口が大きく増加することから、警察署協議会の委員の定数の上限の見直しを行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第27号）

- 1 香川県立白鳥病院附属津田診療所を廃止し、香川県立丸亀病院の病床数を変更し、及び診療科目を新設し、並びに医療法施行令（昭和23年政令第326号）の一部改正により医療機関が広告することができる診療科名が改められたことに伴い各病院事業の診療科目を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県美術工芸研究所条例を廃止する条例（平成21年香川県条例第28号）

- 1 文化施設再編整備事業として、香川県立ミュージアムと香川県美術工芸研究所の機能を統合することに伴い、香川県美術工芸研究所条例を廃止することとした。
- 2 平成21年4月1日から施行することとした。

◇香川県立保育専門学院条例を廃止する条例（平成21年香川県条例第29号）

- 1 香川県立保育専門学院については、県内の保育士養成施設の状況、今後の保育士の需給見通し等を踏まえ、廃止することとしたため、香川県立保育専門学院条例を廃止することとした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。